

滋賀県税条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

「地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）」の公布に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

ア 寄附金税額控除（ふるさと納税制度等）に係る特例控除額の上限について、現行の所得割の 2 割に加え、新たに 77 万 2 千円を設定し、両者のいずれか低い金額とする。（第 21 条の 2、付則第 5 条の 5 関係）

イ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限の撤廃および延長を行うとともに、対象となる医薬品を拡充する。（付則第 4 条の 5 関係）

ウ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、適用年度を令和 25 年度分まで、適用要件を居住年が令和 12 年であるものまで、それぞれ 5 年延長する。（付則第 5 条の 4 関係）

エ 少額投資非課税制度（NISA 制度）の対象年齢が 0 歳まで拡充されたことに伴い、以下の措置を講ずる。

（ア）契約不履行等事由（※）が生じた場合等において、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払および譲渡があったものとして配当割および株式等譲渡所得割を課する。（付則第 11 条の 2 の 2、付則第 14 条の 3 の 3 関係）

※ 子が 18 歳となる年度の 12 月末までは払出し制限が課されているところ、これに違反して払出しを行うこと等をいう。

（イ）非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する。（付則第 14 条の 3 の 2 関係）

オ 優良住宅地等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、一定の災害ハザードエリアの区域内に存する土地等の譲渡を適用対象から除外する。（付則第 13 条の 2 関係）

カ 特定暗号資産の譲渡に係る所得について、申告分離課税を導入する。（付則第 14 条の 3 の 6 関係）

キ 特定暗号資産の譲渡に係る損失の額を 3 年間にわたり繰り越せることとする。（付則第 14 条の 3 の 7 関係）

(2) 地方消費税（第 38 条の 16 の 3、第 38 条の 16 の 4 関係）

国外事業者がデジタルプラットフォーム（通販サイト等）を介して資産の譲渡を行い、当該デジタルプラットフォームを運営する事業者（第 2 種プラットフォーム事業者）を介してその対価

を収受する場合は、当該第2種プラットフォーム事業者に納税義務を課すこととする。

(3) 不動産取得税

ア 新築住宅特例適用住宅およびその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害ハザードエリア等の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。以下「特定区域内住宅」という。）およびその土地を適用対象から除外する。（第39条の2、第39条の12関係）

イ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、事業区域の全部または一部が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業にあつては一定のものに限定する。（付則第8条関係）

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外する。（付則第8条関係）

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

公布日とする。ただし、次の(1)から(7)までに掲げる規定は、当該(1)から(7)までに定める日から施行する。

- (1) 2(1)アからエまで 令和9年1月1日
- (2) 2(1)オ 令和10年1月1日
- (3) 2(2) 令和10年4月1日
- (4) 2(3)アの一部およびウ 令和11年4月1日
- (5) 2(3)イ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日
- (6) 2(3)アの一部 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (7) 2(1)カおよびキ 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税、地方消費税、不動産取得税等について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

ア 都道府県または市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除限度額を、所得割額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額とすることとします。（第21条の2、付則第5条の5関係）

イ 公的年金等（所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとします。（第23条の3の2関係）

ウ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17第1項各号に掲げる期間内に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に本特例措置を適用する措置を講ずることとします。（付則第4条の5関係）

エ 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分の個人の県民税および居住年が令和12年であるものまで延長する等所要の措置を講ずることとします。（付則第5条の4関係）

オ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置について、次に掲げる措置を講ずることとします。

(ア) 上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払および譲渡があったものとして配当割および株式等譲渡所得割を課することとします。（付則第11条の2の2、付則第14条の3の3関係）

(イ) 各年度分の個人の県民税について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとします。（付則第14条の3の2関係）

カ 優良住宅地等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時におい

て地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域または浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととします。(付則第13条の2 関係)

キ 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得および雑所得については、他の所得と分離して100分の2の税率により申告を通じて所得割を課することとします。(付則第14条の3の6 関係)

ク 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとします。(付則第14条の3の7 関係)

(2) 地方消費税

事業者がデジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けた第2種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなすほか、所要の規定の整備を行うこととします。(第38条の16の3、第38条の16の4 関係)

ア 国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。)

イ 事業者が行う特定少額資産の譲渡

(3) 不動産取得税

次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとします。

ア 新築住宅特例適用住宅およびその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域もしくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅(建替えにより新築された一定の住宅等を除く。)または市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域もしくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅(建替えにより新築された一定の住宅等を除く。)(以下「特定区域内住宅」という。)およびその土地を適用対象から除外することとします。(第39条の2、第39条の12 関係)

イ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、事業区域の全部または一部が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業にあつては、一定のものに限定することとします。(付則第8条 関係)

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外することとします。(付則第8条 関係)

3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、次のアからキまでに掲げる規定は、当該アからキまでに定める日から施行することとします。

ア 2 (1)アからオまでおよび 3 (2)の一部 令和 9 年 1 月 1 日

イ 2 (1)カおよび 3 (2)の一部 令和10年 1 月 1 日

ウ 2 (2)および 3 (2)の一部 令和10年 4 月 1 日

エ 2 (3)アおよびウならびに 3 (2)の一部 令和11年 4 月 1 日

オ 2 (3)イおよび 3 (2)の一部 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日

カ 3 (3)の一部 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

キ 2 (1)キおよびクならびに 3 (2)の一部 地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）附則第 1 条第17号に掲げる規定の施行の日

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧		新	
第1条～第20条 省略 (所得割の調整控除) 第21条 前年の合計所得金額 _____ _____ が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額		第1条～第20条 省略 (所得割の調整控除) 第21条 前年の合計所得金額（法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額	
(1)～(5) 省略		(1)～(5) 省略	
(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	ア イに掲げる場合以外の場合 5万円（当該納税義務者の	(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	ア イに掲げる場合以外の場合 5万円（当該納税義務者の

	前年の合計所得金額（法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この表において同じ。）が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円） イ 省略		前年の合計所得金額_____ _____ _____が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円） イ 省略
(7) 省略		(7) 省略	
(8) 控除対象扶養親族（法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この表_____ _____において同じ。）（所得割の納税義務者の有する老人扶養親族	ア～ウ 省略	(8) 控除対象扶養親族（法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この表ならびに第23条の3の2第2項第2号および第3号において同じ。）（所得割の納税義務者の有する老人扶養親族	ア～ウ 省略

(控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。)が当該納税義務者または当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者または当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者(以下この表において「同居直系尊属」という。)である場合における当該老人扶養親族を除く。)を有する所得割の納税義務者		(控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。)が当該納税義務者または当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者または当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者(以下この表において「同居直系尊属」という。)である場合における当該老人扶養親族を除く。)を有する所得割の納税義務者	
(9) 省略		(9) 省略	
イ 省略		イ 省略	
(2) 省略		(2) 省略	
(寄附金税額控除)		(寄附金税額控除)	
第21条の2 省略		第21条の2 省略	

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(3) 省略

第21条の3～第23条の3 省略

(個人の県民税に係る扶養親族等申告書)

第23条の3の2 省略

2 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第27条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額

とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(3) 省略

第21条の3～第23条の3 省略

(個人の県民税に係る扶養親族等申告書)

第23条の3の2 省略

2 次に掲げる者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族等申告書と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶養親族等申告書を、同条に規定する公的年金等支払者を經由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。

が95万円以下であるものに限る。)をいう。)または扶養親族
(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等
に係る所得を有する者に限る。)もしくは法第34条第1項第12号
に規定する特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつ
て、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族等
申告書と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶
養親族等申告書を、同条に規定する公的年金等支払者を經由し
て、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町
の長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申
告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において所得税法第203条の6第1項に規定する
公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)
(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支
払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配
偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であ
るものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金
額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号において同
じ。)(退職手当等(第27条の2に規定する退職手当等に限
る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限
る。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養
親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もし

第24条～第38条の15 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第38条の16 地方消費税は、法人および事業を行う個人（以下この節において「事業者」という。）の行つた課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）ならびに同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）および特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課

くは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第8条の2の3に規定する金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。）もしくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第24条～第38条の15 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第38条の16 地方消費税は、法人および事業を行う個人（以下この節において「事業者」という。）の行つた課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）ならびに同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）および特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課

税仕入れのうち、同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。)については、当該事業者

(消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者および同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く。)については、県内に所在する消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から当該課税貨物を引き取る者に対し、貨物割により課する。

2・3 省略

第38条の16の2 省略

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第38条の16の3 消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供(同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気

税仕入れのうち、同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。)については、当該事業者

(消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者および同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物(同法

その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く。)については、県内に所在する消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から当該課税貨物を引き取る者に対し、貨物割により課する。

2・3 省略

第38条の16の2 省略

(第1種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第38条の16の3 消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供

通信利用役務の提供」という。)が同法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォーム_____を介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

(新設)

第38条の17～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る。)_____

_____が同項に規定するデジタルプラットフォーム(次条において「デジタルプラットフォーム」という。)を介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第1種プラットフォーム事業者_____を介して収受するものである場合には、当該第1種プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

(第2種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用)

第38条の16の4 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第2種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第2種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第38条の17～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る。) (次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第

_____をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）について1,200万円を価格から控除する。

（新設）

1号アからオまでに掲げる区域外または都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号アもしくはイに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第39条の12第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）について1,200万円を価格から控除する。

(1) 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者または当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、または供していた住宅でその居住の用に供し、または供していた期間として施行令第37条の18第1項に規定する期間が5年以上であるもののうち同条第2項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で施行規則第7条の6第1項に規定するもの

(新設)	<u>イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域</u> <u>ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u> <u>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</u> <u>オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域</u> <u>(2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅および農業、林業または漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）</u> <u>ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域</u> <u>イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で施行規則第7条の6第3項に規定するもの</u>
2～10 省略 11 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第73条第1項第2号もしくは第7号に規定する者または同法第118条の7第1項第2号（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合	2～10 省略 11 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第73条第1項第2号もしくは第7号に規定する者または同法第118条の7第1項第2号（同法第118条の25の2第3項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第73条第1項第3号もしくは第8号に規定する宅地、借地権もしくは建築物もしくは指定宅地もしくはその使用収益権または同法第118条の7第1項第3号(同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する宅地、借地権もしくは建築物(第2号において「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第1号に掲げる金額に対する第2号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

- (1) 次に掲げる価額(都市再開発法第103条第1項または第118条の23第1項(同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。)の規定により確定した価額をいう。以下この号において同じ。)の合計額
ア～ウ 省略

エ 都市再開発法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される同法第118条の7第1項第3号に規定する施設建築敷地または施設建築物に関する権利の価額

- (2) 省略

12 土地区画整理法第94条の規定による清算金、都市再開発法第91条第1項の規定による補償金または密集市街地における防災街区

を含む。)に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第73条第1項第3号もしくは第8号に規定する宅地、借地権もしくは建築物もしくは指定宅地もしくはその使用収益権または同法第118条の7第1項第3号(同法第118条の25の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する宅地、借地権もしくは建築物(第2号において「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第1号に掲げる金額に対する第2号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

- (1) 次に掲げる価額(都市再開発法第103条第1項または第118条の23第1項(同法第118条の25の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により確定した価額をいう。以下この号において同じ。)の合計額
ア～ウ 省略

エ 都市再開発法第118条の25の2第3項の規定により読み替えて適用する同法第118条の7第1項第3号に規定する施設建築敷地または施設建築物に関する権利の価額

- (2) 省略

12 土地区画整理法第94条の規定による清算金、都市再開発法第91条第1項の規定による補償金または密集市街地における防災街区

の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から2年以内に、当該清算金または補償金を受けた不動産（以下この項において「従前の不動産」という。）に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

- (1) 土地区画整理法第94条の規定による清算金で、同法第91条第4項の規定により換地を定めないとされたことにより支払われるもの 同法第103条第4項の規定による公告があつた日
- (2) 都市再開発法第91条第1項の規定による補償金で、同法第79条第3項もしくは同法第111条の規定により読み替えられた同法第79条第3項の規定により施設建築物の一部等もしくは建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第71条第1項の規定による申出をしたと認められる場合として施行令第39条の2第1項に定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第73条第1項第24号の権利変換期日
- (3) 省略

の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から2年以内に、当該清算金または補償金を受けた不動産（以下この項において「従前の不動産」という。）に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

- (1) 土地区画整理法第94条の規定による清算金で、同法第91条第3項の規定により換地を定めないとされたことにより支払われるもの 同法第103条第4項の規定による公告があつた日
- (2) 都市再開発法第91条第1項の規定による補償金で、同法第79条第3項もしくは同法第111条第3項の規定により読み替えられた同法第79条第3項の規定により施設建築物の一部等もしくは建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第71条第1項の規定による申出をしたと認められる場合として施行令第39条の2第1項に定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第73条第1項第24号の権利変換期日
- (3) 省略

第39条の3～第39条の11 省略

第39条の12 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（
 施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるとときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

2~13 省略

(自動車税の課税免除)

第65条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号から第6号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

第39条の3～第39条の11 省略

第39条の12 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（特定区域内住宅を除くものとし、施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

2~13 省略

(自動車税の課税免除)

第65条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号から第5号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(4) 省略

(5) 公益財団法人滋賀県交通安全協会(昭和47年7月1日に財団法人滋賀県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。)が所有する自動車のうち、専ら道路交通法第97条に規定する運転免許試験の用に供するもの

(6) 省略

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、納期限(第68条に規定する自動車税の賦課期日後に道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。))を受ける場合で、当該新規登録に係る自動車が同項第3号から第6号までに規定する自動車に該当することとなつたときは、当該自動車に該当することとなつた日から10日を経過する日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 省略

3 第1項ただし書の規定によつて自動車税の課税免除を受けている者は、当該課税免除に係る自動車が、同項第3号から第6号までに規定する自動車に該当しなくなつた場合には、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

4 省略

第66条～第71条 省略

(自動車税の徴収の方法の特例)

(1)～(4) 省略

(削除)

(5) 省略

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、納期限(第68条に規定する自動車税の賦課期日後に道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。))を受ける場合で、当該新規登録に係る自動車が同項第3号から第5号までに規定する自動車に該当することとなつたときは、当該自動車に該当することとなつた日から10日を経過する日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 省略

3 第1項ただし書の規定によつて自動車税の課税免除を受けている者は、当該課税免除に係る自動車が、同項第3号から第5号までに規定する自動車に該当しなくなつた場合には、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

4 省略

第66条～第71条 省略

(自動車税の徴収の方法の特例)

第72条 自動車税の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下この条において「電子情報処理組織」という。）を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第6項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を総務省令で定める方法により徴収する。

（自動車税の賦課徴収に関する申告）

第73条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）または同法第13条第1項の規定による移転登録（次項において「移転登録」という。）の申請をするときは、その申請をした際に総務省令で定める申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

2～4 省略

第72条 自動車税の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下この条において「電子情報処理組織」という。）を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第6項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を施行規則第9条に規定する方法により徴収する。

（自動車税の賦課徴収に関する申告）

第73条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）または同法第13条第1項の規定による移転登録（次項において「移転登録」という。）の申請をするときは、その申請をした際に施行規則第9条の2に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

2～4 省略

第73条の2～第146条 省略

付 則

第1条～第4条の2 省略

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の3 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額(法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、付則第13条第1項後段および第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2～4 省略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の4 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額(法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、付則第13条第1項後段および第3項第1号の規定は、

第73条の2～第146条 省略

付 則

第1条～第4条の2 省略

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の3 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額(法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、付則第13条第1項後段および第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2～4 省略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の4 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額(法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、付則第13条第1項後段および第3項第2号の規定は、

適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2～4 省略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第4条の5 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合

において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の7第1項に規定する取組を行つているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条（法附則第4条の5第1項の規定により読み替えて適用する場合（法第34条第1項第2号に係る部分に限る。）を含む。）」とする。

第5条～第5条の3 省略

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2～4 省略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第4条の5 平成30年度以後の各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合（同条第1項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。）において当該所得割の納税義務者が前

年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の7第1項に規定する取組を行つているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条（法附則第4条の5第1項の規定により読み替えて適用する場合（法第34条第1項第2号に係る部分に限る。）を含む。）」とする。

第5条～第5条の3 省略

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および付則第21条において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41

第5条の4 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および付則第21条において「居住年」という。）が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41

条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 省略

2 省略

- 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得または同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の5 第21条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税

条第2項から第18項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額

(2) 省略

2 省略

- 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得または同条第12項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の5 第21条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税

退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の2第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるとき

_____は、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号および第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。_____

(1)～(4) 省略

(5) 前年中の所得について付則第11条の2第1項、付則第13条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項または_____付則第14条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の2第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項、付則第14条の3の6第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号および第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額_____

_____とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(4) 省略

(5) 前年中の所得について付則第11条の2第1項、付則第13条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項、付則第14条の3の6第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

第5条の6 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての第21条の2および前条の規定の適用については、第21条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(新設)

第5条の6 平成26年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての第21条の2および前条の規定の適用については、第21条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第21条の2および前条の規定の適用については、当分の間、第21条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の

第5条の7～第6条の2 省略

第7条 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(新設)

第7条の2～第7条の4 省略

67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

第5条の7～第6条の2 省略

第7条 平成28年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

第7条の2～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業_____

_____の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日

_____から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を_____

_____令和13年3月31日まで_____にした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業（その事業区域の全部または一部が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、施行令附則第7条第11項に規定する要件を満たすものに限る。）の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の

取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅（第39条の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間にした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建

築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が_____令和13年3月31日まで_____に行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8～12 省略

13 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14・15 省略

16 診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者または管理者が同法第30条の4第2項第11号イ(2)に掲げる区域のうち政令で定める_____区域において診療所の用に供する不動産で政令で定める_____ものを取得した場合にお

築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8～12 省略

13 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第17項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14・15 省略

16 診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者または管理者が同法第30条の4第2項第11号イ(2)に掲げる区域のうち施行令附則第7条第25項に規定する_____区域において診療所の用に供する不動産で同条第26項に規定する_____ものを取得した場合にお

ける当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

第8条の2～第10条の2の7 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第66条第1項第1号ア(ア)に規定する電気自動車をいう。次項第1号および次条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定める

____ものをいう。次項第2号ならびに次条第4項および第5項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定める

____ものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定める

____ものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の総務省令で定める

____ものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法

ける当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

第8条の2～第10条の2の7 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第66条第1項第1号ア(ア)に規定する電気自動車をいう。次項第1号および次条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次項第2号ならびに次条第4項および第5項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内

燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第3項に規定するものを内

燃機関の燃料として用いる自動車と同条第2項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第5条第4項に規定

するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法

律第97号) 第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定める _____ のものをい

う。第1号ならびに次条第4項および第5項において同じ。) ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第66条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。) に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る同条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。) または石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定める _____ のものをいう。次号、次項第3号および第3項第1号において同じ。) に該当するものを除く。同項第2号において同じ。) で平成27年3月31日までに最初の第65条第2項に規定する新規登録(以下この条ならびに次条第1項および第2項において「初回新規登録」という。) を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 省略

律第97号) 第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをい

う。第1号ならびに次条第4項および第5項において同じ。) ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第66条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。) に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る同条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。) または石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条第6項に規定するものをいう。次号、次項第3号および第3項第1号において同じ。) に該当するものを除く。同項第2号において同じ。) で平成27年3月31日までに最初の第65条第2項に規定する新規登録(以下この条ならびに次条第1項および第2項において「初回新規登録」という。) を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 省略

- 2 次に掲げる自動車に対する第66条第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号および次項各号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定める
_____ものに適合するものまたは同条第1項_____の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定める
_____もの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないも
ので総務省令で定める_____もの
- (3) 省略

- 2 次に掲げる自動車に対する第66条第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号および次項各号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないも
ので同条第3項に規定するもの
- (3) 省略

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第66条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項および付則第10条の3の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第66条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項および付則第10条の3の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度

以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号および第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号および第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるもの

- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものまたは同項の規定により平成21年10月1日

以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号および第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号および第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同条第7項に規定するもの

- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第10項に規定するもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項に規定するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日

以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
で総務省令で定める ものに適合するも
のであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー
消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基
準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

第10条の3の2 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和元年
滋賀県条例第5号）付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日
（以下この項および次項において「特定日」という。）の前日ま
でに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて滋賀県税条例
等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号）第2条の
規定による改正前の滋賀県税条例（以下この項および次項におい
て「平成28年改正前の滋賀県税条例」という。）第59条の規定に
より平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課され
たもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつ
て、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13
号）第2条の規定による改正前の法（次項において「平成28年改
正前の法」という。）第146条その他の地方税に関する法律および
これらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の滋賀県
税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）また
は同日までに法の施行地外において運行（道路運送車両法第2条
第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）に相当する
ものとして総務省令で定める ものの用に供
されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規

以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
で施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに適合するも
のであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー
消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基
準エネルギー消費効率以上のもので同条第13項に規定するもの

第10条の3の2 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和元年
滋賀県条例第5号）付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日
（以下この項および次項において「特定日」という。）の前日ま
でに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて滋賀県税条例
等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号）第2条の
規定による改正前の滋賀県税条例（以下この項および次項におい
て「平成28年改正前の滋賀県税条例」という。）第59条の規定に
より平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課され
たもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつ
て、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13
号）第2条の規定による改正前の法（次項において「平成28年改
正前の法」という。）第146条その他の地方税に関する法律および
これらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の滋賀県
税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）また
は同日までに法の施行地外において運行（道路運送車両法第2条
第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）に相当する
ものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供
されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規

登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第66条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(10) 省略

- 2 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて平成28年改正前の滋賀県税条例第59条の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）または同日までに法の施行地外において運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第66条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げるキャンピング車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(10) 省略

3～5 省略

（自動車税の賦課徴収の特例）

第10条の3の3 知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の3第2項または第3項に規定する窒素酸化物の排出量

登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第66条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(10) 省略

- 2 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて平成28年改正前の滋賀県税条例第59条の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）または同日までに法の施行地外において運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第66条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げるキャンピング車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(10) 省略

3～5 省略

（自動車税の賦課徴収の特例）

第10条の3の3 知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の3第2項または第3項に規定する窒素酸化物の排出量

またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第２項または第３項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定める） ものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2 · 3 省略

第10条の4～第11条 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租
税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等

（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得および配当所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第1項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株

またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第２項または第３項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第５条の２の３に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2 · 3 省略

第10条の4～第11条 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租
税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等

（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合においては、当該上場株式等の配当等に係る利子所得および配当所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第1項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株

式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(新設)

(1)・(2) 省略

(3) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の2第1項に規定する上場

式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第3号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第33条の2第3項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

(2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第8条の4第3項第2号の規定により適用されるところによる。

(3)・(4) 省略

(5) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の2第1項に規定する上場

株式等に係る配当所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

(4) 省略

- 4 法附則第33条の2第5項の規定の適用がある場合には_____、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定

_____中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(新設)

株式等に係る配当所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と_____

_____する。

(6) 省略

- 4 法附則第33条の2第5項の規定の適用がある場合には、付則第4条の2の2第1項第3号、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の2 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この項、付則第14条の3の2および付則第14条の3の3第1項において「非課税口座」という。）および同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、付則第14条の3の2第3項および付則第14条の3の3第

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項、付則第14条の3の3および付

1項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第37条の14第4項第1号に規定する基準年（付則第14条の3の2第3項および付則第14条の3の3第1項において「基準年」という。）の前年12月31日までに当該非課税口座または特定課税未成年者口座につき同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、付則第14条の3の2第3項および付則第14条の3の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第9条の8第1項第3号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第9条の8第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第6号および第36条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の3 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項、付則第14条の3の4および付

則第14条の3の4第1項において「未成年者口座」という。)を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由(以下この項、付則第14条の3の3第3項および付則第14条の3の4第1項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。)が同法第9条の9第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における _____
第36条の12第1項の規定の適用については、同項 _____ 中
「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同

則第14条の3の5第1項において「未成年者口座」という。)を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由(以下この項、付則第14条の3の4第3項および付則第14条の3の5第1項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。)が同法第9条の9第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における 第17条第1項第6号および第36条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中
「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同

じ。) に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する
県民税の所得割を課する。

(1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第2号の規定により
読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、
その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得
等の金額」という。)の100分の4.8に相当する金額

(2) 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ
る。

(新設)

(1)～(3) 省略

(4) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中
「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所
得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得
割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林
所得金額ならびに付則第12条第1項に規定する土地等に係る事
業所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の

じ。) に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する
県民税の所得割を課する。

(1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第3号の規定により
読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、
その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得
等の金額」という。)の100分の4.8に相当する金額

(2) 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ
る。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項
の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」
とあるのは、「法附則第33条の3第3項第1号の規定により読
み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

(2)～(4) 省略

(5) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中
「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所
得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得
割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林
所得金額ならびに付則第12条第1項に規定する土地等に係る事
業所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の

所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

(5) 省略

4 法附則第33条の3第5項の規定の適用がある場合には_____、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定

_____中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

5 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に

所得割の額」と _____

 する。

(6) 省略

4 法附則第33条の3第5項の規定の適用がある場合には、付則第4条の2の2第1項第3号、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

5 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に

該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第1項および第2項ならびに付則第13条の3第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(新設)

(1)～(3) 省略

(4) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林

該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第3号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第1項および第2項ならびに付則第13条の3第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第34条第3項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

(2)～(4) 省略

(5) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林

所得金額ならびに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

(5) 省略

- 4 法附則第34条第4項の規定の適用がある場合には_____、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定

_____中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合におい

所得金額ならびに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と_____

_____する。

(6) 省略

- 4 法附則第34条第4項の規定の適用がある場合には、付則第4条の2の2第1項第3号、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合におい

て、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが事実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略 (新設)

て、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第5項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが事実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項または第2項に規定する優

4 省略

第13条の2の2・第13条の3 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第4項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3.6に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2・3 省略

良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

5 省略

第13条の2の2・第13条の3 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第4項第3号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3.6に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2・3 省略

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(新設)

(1)～(3) 省略

(4) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

(5) 省略

5 法附則第35条第5項の規定の適用がある場合には_____、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条第4項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

(2)～(4) 省略

(5) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と_____する。

(6) 省略

5 法附則第35条第5項の規定の適用がある場合には、付則第4条の2の2第1項第3号、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額な

____中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第1項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 省略

らびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第1項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項第3号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(新設)

(1)～(3) 省略

(4) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の2第6項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

(5) 省略

4 法附則第35条の2第5項の規定の適用がある場合には、_____
_____、付則第5条の7第2項第2号および
付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの
規定

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項
の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」
とあるのは、「法附則第35条の2第4項第1号の規定により読
み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

(2)～(4) 省略

(5) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中
「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所
得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の
所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは
「山林所得金額ならびに付則第14条の2第1項に規定する一般
株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の
規定による県民税の所得割の額」と_____

_____する。

(6) 省略

4 法附則第35条の2第5項の規定の適用がある場合には、付則第
4条の2の2第1項第3号、付則第5条の7第2項第2号および
付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、付則第4
条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の

_____中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第14条の2の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条の2第1項に規定するところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金

額ならびに法附則第35条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第14条の2の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条の2第1項に規定するところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第3号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金

額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

- 2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条、付則第14条の3の2および付則第14条の3の3において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の4第1項および第2項の規定により所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の4第1項および第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 省略

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第14条の2の3 省略

- 2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（次条第1項において「振替口座簿」という。）

額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

- 2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条、付則第14条の3の2および付則第14条の3の4において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の4第1項および第2項の規定により所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の4第1項および第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 省略

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第14条の2の3 省略

- 2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（次条第1項において「振替口座簿」という。）

に記載もしくは記録がされ、または特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項および次条から付則第14条の3までにおいて同じ。）をした場合には、施行令附則第18条の3第2項に規定するところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（次条、付則第14条の3の2および付則第14条の3の3において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 省略

第14条の2の4～第14条の3 省略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第14条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）、同項第4号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）または同法第37条の14第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（次項において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき同条第1項に規定す

に記載もしくは記録がされ、または特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項および次条から付則第14条の3までにおいて同じ。）をした場合には、施行令附則第18条の3第2項に規定するところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（次条、付則第14条の3の2および付則第14条の3の4において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 省略

第14条の2の4～第14条の3 省略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第14条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）、同項第4号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）または同法第37条の14第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（次項において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき同条第1項に規定す

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）、同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）または同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部または全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項_____において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）、同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）または同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部または全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項および次項第4号において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定

する金額（以下この項_____において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約または特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還または廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還または廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与または相続もしくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与または相続もしくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

（新設）

する金額（以下この項および次項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約または特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還または廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還または廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与または相続もしくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与または相続もしくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 非課税口座および特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座または特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の2第3項において読

み替えて準用する同条第1項に規定するところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得または雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管または非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13第32項に規定する事由による移管または返還を除く。以下この号および第4号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管または返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以

外の譲渡があつたものとみなす。

- (3) 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等および契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- (4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管または返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管または返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。
- (5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(2)に規定する譲渡または贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金

(新設)

額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の3の3 非課税口座および特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座または特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14第8項の規定の適用があつたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第36条の15に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第17条第1項第7号、第36条の18第1項および第2項ならびに第36条の19第1項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とある

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の3 省略

のは「租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この号および第36条の18第1項において「非課税口座」という。）および同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第36条の18第1項および第2項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第36条の18第1項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、第36条の19第1項中「年の翌年の1月10日（施行令第9条の20第1項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日）」とあるのは「月の翌月10日」と、「法第71条の51第2項」とあるのは「法附則第35条の3の3第2項の規定により読み替えて適用される法第71条の51第2項」とする。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の4 省略

2 省略

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日または令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 省略

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座または非課税管理勘定もしくは継続管理勘定への移管（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13の8第8項に規定する事由による移管を除く。以下この号および第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時

2 省略

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日または令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 省略

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座または非課税管理勘定もしくは継続管理勘定への移管（租税特別措置法施行令_____第25条の13の8第9項に規定する事由による移管を除く。以下この号および第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時

における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3)～(5) 省略

4 省略

第14条の3の4 省略

(新設)

における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3)～(5) 省略

4 省略

第14条の3の5 省略

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の3の6 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4第1項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条の3の6第2項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

(2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第38条の2第2項第2号の規定により適用されるところによる。

(3) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則

第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(5) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の3の6第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

3 法附則第35条の3の6第4項の規定の適用がある場合には、付則第4条の2の2第1項第3号の規定の適用については、同号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の3の6第4項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

(新設)

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第14条の3の7 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6の5第1項に規定するところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6の5

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として施行令附則第18条の7第1項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得

第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6の5第3項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 前3項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第18条の6の5第6項および第8項に規定するところによる。

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として施行令附則第18条の7第1項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得

等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(新設)

(1)～(3) 省略

(4) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規

等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条、付則第4条の3第3項および付則第4条の4第3項の規定の適用については、第21条中「法第23条第1項第13号」とあるのは、「法附則第35条の4第2項第1号の規定により読み替えて適用される法第23条第1項第13号」とする。

(2)～(4) 省略

(5) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と_____

定による市町民税の所得割の額」とする。

(5) 省略

3 法附則第35条の4第4項の規定の適用がある場合には_____、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定

_____中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第14条の4の2 省略

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、
当該 県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法
 第41条の14第1項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決
 済をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の
 7の2第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該
 納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年
 度の県民税に係る前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等
 の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金
 額として施行令附則第18条の7の2第3項に規定するところによ

する。

(6) 省略

3 法附則第35条の4第4項の規定の適用がある場合には、付則第4条の2の2第1項第3号、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、付則第4条の2の2第1項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第14条の4の2 省略

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の7の2第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の7の2第3項に規定するところによ

り計算した金額をいう。

3 省略

- 4 前3項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第18条の7の2第6項および第15項に定めるところによる。

第14条の5～第20条 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条において「震災特例法」という。)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第1項第1号	租税特別措置法第41条	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	第2項から第5項まで	
	もしくは第10項から第21項までしくは第41	
	条の2	

り計算した金額をいう。

3 省略

- 4 前3項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第18条の7の2第6項および第8項に規定するところによる。

第14条の5～第20条 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条において「震災特例法」という。)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第1項第1号	租税特別措置法第41条	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	第2項から第18項まで	
	もしくは第41条の2	

		第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2			第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
省略			省略		
2・3 省略 （東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例） 第22条 省略 2 省略 3 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長または都道府県知事に対して行つた法附則第55条第1項第1号に			2・3 省略 （東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例） 第22条 省略 2 省略 3 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長または都道府県知事に対して行つた法附則第55条第1項第1号に		

掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。付則第25条第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における政令で定める

____者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

- 4 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における政令で定める____者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得

掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。付則第25条第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

- 4 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得

をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

- 5 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。）（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令で定める

者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

第23条・第24条 省略

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

- 5 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。）（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令附則第31条第5項に規定する

者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

第23条・第24条 省略

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第25条 自動車等持出困難区域（避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車または法第442条第3号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものを当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下この項において同じ。）内の自動車は、次に掲げる自動車で政令で定める
—ものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第60条第1項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

第26条以下 省略

第25条 自動車等持出困難区域（避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車または法第442条第3号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものを当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下この項において同じ。）内の自動車は、次に掲げる自動車で施行令附則第32条第1項に規定するものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第60条第1項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

第26条以下 省略